

### 参考資料3 加入する保険等（案）

本事業に関し、加入する保険及びその条件は以下のとおりとする。なお、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

#### 1 建設業務に係る保険

##### （1）建設工事保険

保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

保険内容

建設工事保険とは、整備対象施設の建設工事中に発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する（付帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする）。

付保条件

- ア 担保範囲は、本事業の整備対象となるすべての工事を対象とする。
- イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡日までの全期間とする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は建設業務受託企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、建設業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む）及び市を含むものとする。
- オ 保険金額は、整備対象施設の建設工事費総額（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- カ 建設工事保険の自己負担額は10万円/1事故以下とする。
- キ 水災危険担保とする。

##### （2）請負業者賠償責任保険

保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

保険内容

請負業者賠償責任保険とは、整備対象施設の建設工事遂行に伴って派生した第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、近隣居住者を含む）に対する対人・対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

付保条件

- ア 担保範囲は、本事業の整備対象となっているすべての工事を対象とする。
- イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡日までの全期間とする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は建設業務受託企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、建設業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）及び市を含むものとする。
- オ 建設業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担

保条件とする。

カ 工事期間中の管理下財物又は受託物（第三者の所有物）の賠償損害を担保する管理財物担保条件とする。

キ 保険金額は、対人1億円/1名、10億円/1事故、対物1億円/1事故以上とする。

ク 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

## 2 運營業務及び維持管理業務に係る保険

### 2 - 1 市が加入する保険

共済事業の名称

建物総合損害共済事業（公益社団法人 全国市有物件災害共済会 相互救済事業）

保険内容

市が所有、使用又は管理する建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風水害、雪災、土砂崩れによる損害をてん補する。

付保条件

ア てん補の範囲は、以下に起因して生じる市の所有する建物、工作物、動産の損害とする。

(ア) 火災

(イ) 落雷

(ウ) 破裂または爆発

(エ) 建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

(オ) 車両の衝突または接触

(カ) 騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行

(キ) 破壊行為

(ク) 風災または水災

(ケ) 雪災

(コ) 土砂崩れ

イ 対象期間は、開館準備期間中及び運営・維持管理期間中とする。なお、共済事業は、毎年度更新する。

ウ てん補割合、免責金額及びてん補限度額は下表のとおりとする。

災害の種類	てん補割合	免責金額	大規模災害のてん補限度額	
			1回の事故のてん補限度額	同一年度内の限度額の有無
(1)火災	100分の100	無し	無し	無し
(2)落雷			2億円	
(3)爆発				
(4)物体の落下		損害額 5万円未満	無し	
(5)車両の衝突				
(6)騒じょう				
(7)破壊行為				

災害の種類	てん補割合	免責金額	大規模災害のてん補限度額	
			1回の事故のてん補限度額	同一年度内の限度額の有無
(8)風・水災	100分の50	損害額 5万円未満	2億円	有り
(9)雪災	100分の100			無し
(10)土砂崩れ				

#### 免責条項

- ア 故意若しくは重過失又は法令違反による損害
- イ はっ酵若しくは発熱又は加熱若しくは乾燥作業による損害
- ウ 紛失又は盗難による損害
- エ 学校施設ならびに住宅物件基準を適用する建物、工作物及び動産のガラスのみに生じた損害
- オ 車両の衝突又は接触による鉄道車両、自動車の損害
- カ 屋外動産の内部からの落下、飛来、衝突又は倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害
- キ 雨漏り、雨、風等による吹き込み損害又は台風等による塩害
- ク 戦争、暴動その他の事変又はテロによる損害
- ケ 地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害
- コ 核燃料物質等による損害

#### 地震災害見舞金の交付

上記ケの場合に、見舞金を交付する。見舞金の算定方法は以下のとおり。(ただし、1年度内に生じた見舞金の総額に限度額があり、下記算定方法に基づく金額通りに交付されない場合がある。)

$$\text{見舞金の額} = \text{共済責任額} \times \frac{15}{100} \times \frac{\text{復旧費}}{\text{再調達価額}}$$

## 2 - 2 事業者が付保する保険

### (1) 施設・昇降機賠償責任保険

#### 保険名称

施設・昇降機賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

#### 保険内容

運營業務及び維持管理業務の対象施設及び昇降機の瑕疵またはその使用、運營業務及び維持管理業務遂行上の過誤、過失、欠陥等に起因して派生した第三者（市の役職員、施設利用者、通行者、近隣居住者等を含む）に対する対人・対物賠償損害を担保する。

#### 保険条件

- ア 担保範囲は、運營業務及び維持管理業務の対象となっているすべての施設を対象とする。
- イ 保険期間は、対象施設の引渡日から本事業契約終了日までの全期間とする。な

- お、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は運営業務及び維持管理業務受託企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、運営業務及び維持管理業務受託企業（指定管理者及びそのすべての下請負者を含む）及び市とする。
- オ 運営業務及び維持管理業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- カ 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物1億円／1事故以上とする。
- キ 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

## （2）請負業者賠償責任保険

### 保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

### 保険内容

運営業務及び維持管理業務の受託対象施設の運営業務及び維持管理業務の過誤、過失又は欠陥に起因して派生した第三者賠償損害（対象施設建物自体、什器備品等の管理財物等に対する事業者並びに運営業務及び維持管理業務受託企業が負うべき対人・対物賠償損害を含む）を担保する。なお、対象業務ごとにビルメンテナンス業者賠償責任保険、警備業者賠償責任保険等により上記請負業者賠償責任保険に代えることは差し支えない。

また、本請負業者賠償責任保険と前記(1)の「施設・昇降機賠償責任保険」と合体し、共通保険金額とする総合賠償責任保険とすることも差し支えない。

### 保険条件

- ア 担保範囲は、本事業の運営業務及び維持管理業務すべてを対象とする。
- イ 保険期間は施設引渡日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は運営業務及び維持管理業務受託企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、運営業務及び維持管理業務受託企業（指定管理者を含む）並びにそのすべての下請負者を含むものとする。
- オ 運営業務及び維持管理業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- カ 運営業務及び維持管理業務の対象となる施設自体（建物本体）設備・装置、什器備品、受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産に対する賠償損害を担保する管理財物（又は受託物）賠償損害担保条件とする。
- キ 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物1億円／1事故以上とする。
- ク 自己負担額は5万円／1事故以下とする。